

熊本市がん対策企業等連携事業実施要綱

制定	平成25年1月11日	市長決裁
改正	平成25年4月16日	健康福祉子ども局長決裁
改正	平成25年8月13日	健康づくり推進課長決裁
改正	平成28年3月14日	健康づくり推進課長決裁
改正	平成31年1月7日	健康づくり推進課長決裁
改正	令和2年3月11日	健康づくり推進課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市が、がんの予防や検診の普及啓発に積極的に取り組む企業や団体（以下「企業等」という。）と熊本市がん対策企業等連携協定（以下「協定」という。）を締結し、がんに対する正しい知識の普及啓発とがん検診の受診を促進することにより、がんの早期発見・早期治療による市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 協定締結の対象者は、市内に本店、支店、営業所、事業所その他活動の本拠を有し、がん予防や検診の受診啓発活動、従業員のがんの療養及び家族の看護への配慮を行う等がん対策に関する取組に意欲を有する企業等であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民と接する窓口を市内に多数有する企業等
 - (2) 企業等の提案による取組内容が市民のがん検診の受診促進に大きな効果があると認められる企業等
- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する企業等については、協定締結しないものとする。
- (1) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に該当するもの
 - (2) 医業及び医業類似行為を行うもの
 - (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、健康増進法（平成14年法律第103号）その他の関係法令の規定に適合しない食品・医薬品等を販売するもの
 - (4) がん検診の実施機関及びがん検診の普及啓発を目的に設置されたもの
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業を営むもの
 - (6) 特定の政治活動や宗教活動を行うことを目的とするもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
- （協定締結の申込み）

第3条 協定を締結しようとする企業等の代表者（以下「代表者」という。）は、熊本市がん対策企業等連携協定申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

(協定締結)

第4条 市長は、申込書の提出があった場合には、書類審査等を行い、要件を満たしていると認める場合には、熊本市がん対策企業等連携協定書（様式第2号。以下「協定書」という。）により協定を締結する。

2 協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の末日までとし、期間の満了する1箇月前までに市長又は企業等の代表者から終了の申し出がない場合には、更に1年間更新するものとし、以後同様とする。

(連携・協力事項)

第5条 前条の規定により協定を締結した企業等（以下「協定企業等」という。）は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 従業員及びその家族へのがん予防に関する情報提供及びがん検診の受診勧奨
- (2) 従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境への配慮
- (3) 従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けないような配慮
- (4) 企業等においてがん予防を推進する人材の育成
- (5) 顧客や市民へのがん予防及びがん検診についての正しい知識の普及
- (6) 本市が実施するがんの予防及びがん検診受診の啓発等がん対策への協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、がん検診の受診啓発等に関わる積極的な取組

- 2 協定企業等は、前項の取組を行うに際して、協定企業等の利益誘導となる行為は行わないものとする。
- 3 協定企業等は、当該年度における熊本市がん対策企業等連携協定取組状況報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）を翌年度の4月末日までに市長に提出するものとする。

（支援及び広報等）

第6条 市は、協定企業等に対して、がん予防及びがん検診に関する情報を提供するとともに、協定企業等の取組内容を市ホームページへ掲載する。

- 2 市は、協定企業等に対してがん予防に関する研修会を開催するとともに、協定企業等が実施する内部研修及び市民への講演会等への協力を行う。
- 3 協定企業等は、商品パッケージ、広告等に当該協定企業等が「熊本市がん対策推進協定締結企業」又は「熊本市がん対策推進協定締結団体」の表示をすることができる。ただし、商品の販売、サービスの提供その他の個別の営業活動に当たり「熊本市がん対策推進協定締結企業」及び「熊本市がん対策推進協定締結団体」であることを利用してはならない。

（協定の解除）

第7条 協定企業等は、協定を解除しようとするときは、協定を解除しようとする日の14日前までに市長に対し協定解除願（様式第4号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、協定企業等が次の各号のいずれかに該当する場合には、協定を解除することができる。この場合において、市は、これにより生じた損害の責めを負わない。
 - (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
 - (2) 第2条第1項に定める協定要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 第2条第2項に定める協定しない要件に該当することが判明したとき。
 - (4) 協定企業等が第5条第3項の規定により提出する報告書により、同条第1項各号のいずれの取組もなされていないと認めるとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

熊本市長（宛）

企業等の名称
代表者 氏名

年 月 日

1 企業等の概要

本社の所在地	〒
業種（業務内容）	
熊本市内の事業所 又は支店の住所・ 従業員数	〒
担当者名	
部署名	
電話番号	()
FAX番号	()
E-Mail アドレス	
URL	http://

2 協定締結の要件

貴社（団体）と協定を締結する要件として該当する内容に○をお付けください。

- (1) 市民と接する窓口を市内に多数有する企業等
- (2) 企業等の提案による取組内容が市民のがん検診の受診促進に大きな効果があると認められる企業等

（裏面に続きます）

3 がん検診受診率を高めるための取組み内容

(1) がん検診受診率を高めるために取り組んでいる、あるいは取り組もうと思う活動をご記入ください。(□にチェックを入れてください。複数回答可)

項 目	既に取り組み	取組予定
従業員及び家族へのがん予防に関する情報提供及びがん検診の受診勧奨		
従業員へのがん検診受診勧奨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
従業員の家族へのがん検診受診勧奨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
がん検診受診に対する費用助成（負担）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就業時間での検診時間の確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社内での啓発ポスターの掲示や社内報、ホームページなどによる情報提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
勉強会や研修会の開催	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
従業員のがん検診受診者数の把握	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境の配慮		
特別休暇制度の設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
勤務時間への配慮	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けないような配慮		
社内人権研修	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
企業等においてがん予防を推進する人材の育成		
内部研修の実施又は外部研修への派遣	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
顧客や市民へのがん予防及びがん検診についての正しい知識の普及		
PRイベント・講演会等の開催	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ポスターの掲示又はパンフレットの配布などによる情報提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ホームページを活用しての情報発信	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
市が実施するがんの予防及びがん検診の受診啓発等に関わる取組への協力 (具体的にお書きください。)		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) その他、貴社（団体）でがん予防、受診率の向上のために取り組もうと思われる活動がありましたらご記入ください。

[]

2 次の書類を添付してください。

- (1) 企業の場合 会社の概要がわかるもの（会社案内及び定款の写しその他）
- (2) 団体の場合 団体の概要及び活動の内容がわかるもの（会則及び組織概要その他）

熊本市がん対策企業等連携協定書

熊本市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、熊本市民（以下「市民」という。）に対するがんの正しい知識の普及啓発とがん検診の受診促進に関して、相互の連携・協力を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互に連携及び協力を行い、市民に対するがんの正しい知識の普及啓発とがん検診の受診を促進することにより、がんの早期発見・早期治療による市民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 従業員及びその家族へのがん予防に関する情報提供及びがん検診の受診勧奨
 - (2) 従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境への配慮
 - (3) 従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けないような配慮
 - (4) 企業等においてがん予防を推進する人材の育成
 - (5) 顧客や市民へのがん予防及びがん検診についての正しい知識の普及
 - (6) 本市が実施するがんの予防及びがん検診受診の啓発等がん対策への協力
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、がん検診の受診啓発等に関わる積極的な取組
- 2 前項に掲げる事項の実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲、乙で協議のうえ、決定する。
- 3 乙は、第1項に掲げる事項を行うに際して、乙の利益誘導となる行為は行わないものとする。
- 4 乙は、第1項に掲げる事項の当該年度の取組状況について、翌年度の4月末日までに市長に報告する。

（支援及び広報等）

- 第3条 甲は、乙に対して、がん予防及びがん検診に関する情報を提供するとともに、前条第4項の規定により、乙から報告された取組内容を市ホームページへ掲載する。
- 2 甲は、乙に対してがん予防に関する研修会を開催するとともに、乙が実施する内部研修及び市民への講演会等への協力を行う。
- 3 乙は、商品パッケージ、広告等に「熊本市がん対策推進協定締結企業」又は「熊本市がん対策推進協定締結団体」の表示をすることができる。ただし、商品の販売、サービスの提供その他の個別の営業活動に当たり「熊本市がん対策推進協定締結企業」及び「熊本市がん対策推進協定締結団体」であることを利用してはならない。

（守秘義務）

- 第4条 甲及び乙は、連携事項の検討、実施により知りえた秘密を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。
- 2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協定の解除)

第6条 乙は、協定を解除しようとするときは、協定を解除しようとする14日前までに、甲に対し協定解除願を提出しなければならない。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には協定を解除することができる。この場合において、甲は、これにより生じた損害の責めを負わない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (2) 熊本市がん対策企業等連携協定実施要綱第2条第1項に定める協定要件を満たさなくなったとき。
- (3) 熊本市がん対策企業等連携協定実施要綱第2条第2項に定める協定しない要件に該当することが判明したとき。
- (4) 乙が第2条第4項の規定により提出する報告書により、同条第1項のいずれかの取組もなされていないと認めるとき。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長

乙 ○○
代表者

熊本市長（宛）

熊本市がん対策企業等連携協定実施要綱第5条第3項の規定に基づき、 年度における取組状況を次のとおり報告します。

企業・団体名	ふりがな
所在地	〒
代表者名	
取組内容※	【従業員及び家族へのがん予防に関する情報提供及びがん検診の受診勧奨】
	【従業員にとって、がんの療養及び家族の看護がしやすい環境の配慮】
	【従業員が、がんを理由に不利益な扱いを受けることがないように配慮】
	【企業等においてがん予防を推進する人材の育成】
	【顧客や市民へのがん予防及びがん検診についての正しい知識の普及】
	【市が実施するがんの予防及びがん検診の受診啓発等に関わる取組への協力】
	【その他、がん検診の受診促進等に関する取組】
【「熊本市がん対策推進協定締結企業」であることを対外的に名乗っている場合はその具体的な内容】	
市ホームページでの取組内容掲載の支障の有無	なし あり

※ 取り組んだ内容について具体的にご記入ください。すべての項目について報告を求めるものではありません。
また、取組内容が分かる資料が別にある場合は、添付してください。

様式第4号（第7条関係）

熊本市がん対策企業等連携協定解除願

熊本市長（宛）

企業等の名称
代表者 氏名

年 月 日

熊本市がん対策企業等連携協定実施要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり届出します。

本社の所在地	〒
熊本市内の事業所 又は支店の住所	〒
その他	よろしければ、登録を解除する理由をお聞かせください。